

2025
年度版

中小企業の皆さまへ

信用保証の ご案内

Credit Guarantee Guide

信用保証協会とは

中小企業・小規模事業者の皆さまが、金融機関から
事業に必要な資金の融資を受けるとき、
その保証人となり、借入をスムーズにする公的機関です。
全国に51の信用保証協会があり、各地域に密着し、業務を行っています。



企業とともに、地域のために

北海道信用保証協会

Hokkaido Guarantee

目次

- 1. ライフステージに応じた豊富な支援メニュー … P2-8
- 2. 経営者保証について …………… P9
- 3. 業績向上応援プラン「ダブルサポート」のご案内 … P10-11
- 4. 次世代産業支援の取り組み …………… P12
- 5. スタートアップ支援の取り組み …………… P13
- 6. 経営支援メニュー …………… P14-15
- 7. 北海道イノベーションプラットフォーム …………… P16-17
- 8. 信用保証料について …………… P18
- 9. ライフステージに応じた支援と相談窓口 …………… P19
- 10. 信用保証協会のご利用について …………… P20
- 11. 本店・支店のご案内 …………… P21

信用保証協会ご利用の メリット

1 無担保でのご利用が可能
信用保証付融資の9割以上が無担保でのご利用です。

2 融資枠の拡大が可能
金融機関の独自融資（プロパー融資）と併用することにより、融資枠の拡大が図れます。

3 ニーズに応じた資金調達が可能
協会独自の制度のほか北海道・市町村「制度融資」がご利用可能です。短期的な運転資金から長期の設備資金等豊富なメニューをご用意しています。

4 さまざまな経営支援メニューのご利用が可能
信用保証による金融支援のほか、経営に関するご相談や無料の専門家派遣等の経営支援も行っています。

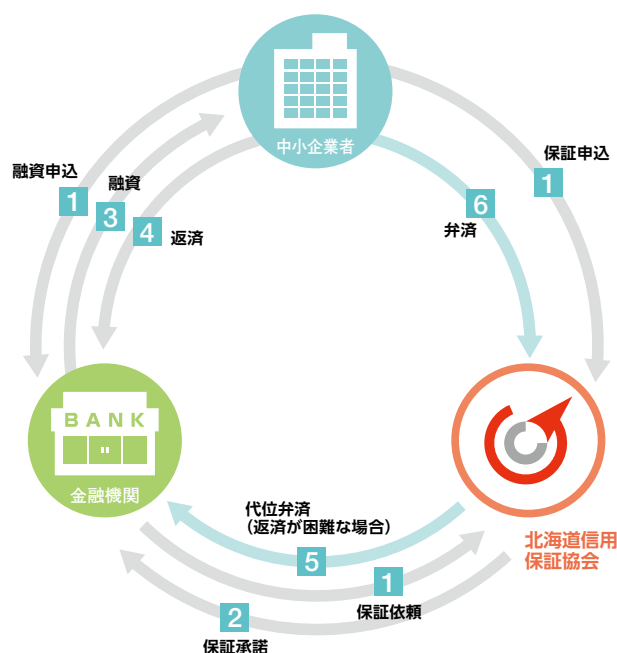


信用保証協会は がんばる企業のパートナーです

私たち北海道信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまに
寄り添うパートナーとして、起業のご相談から後継者への事業承継まで、
企業のライフステージに応じた豊富な支援メニューをご用意し、
多様なニーズにお応えします。

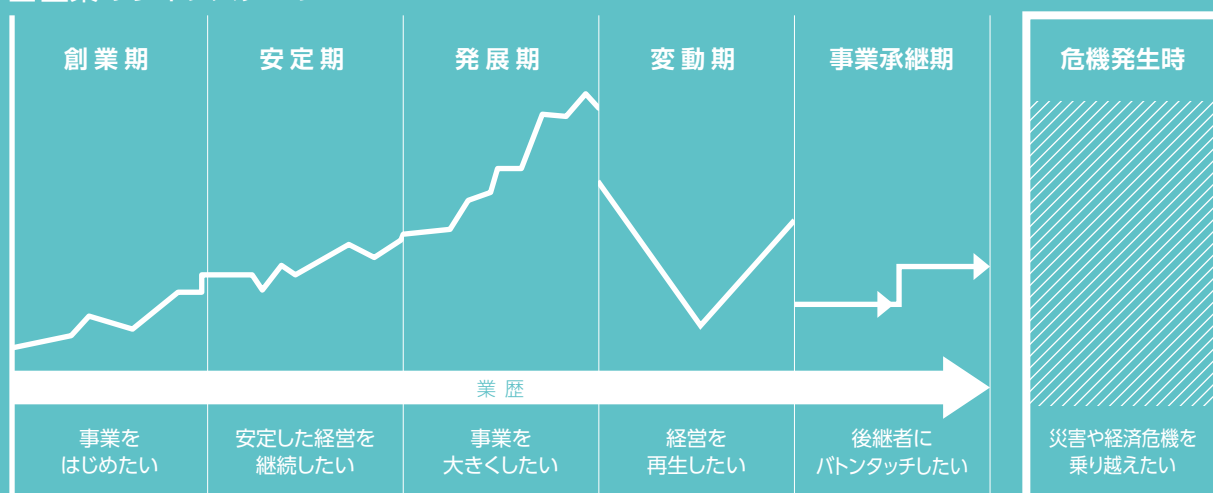
信用保証の仕組み

信用保証は、中小企業、金融機関、および信用保証協会の三者関係で成り立っており、その仕組みは次のとおりです。



- 1 中小企業の方が保証付き融資を受ける場合、金融機関を経由する方法と信用保証協会へ申込む方法があります。
- 2 信用保証協会は企業の経営内容を審査し、保証の諾否を金融機関に通知します。
- 3 保証の承諾を受けた金融機関は融資を実行します。そのとき、中小企業の方には利息とは別に所定の信用保証料をご負担いただきます。
- 4 融資を受けた条件により金融機関へご返済いただくことになります。
- 5 万一その期限に返済が不可能となった場合は、金融機関の請求により信用保証協会が中小企業の方(借入人)に代って借入金を金融機関へ返済(代位弁済)します。
- 6 代位弁済後は中小企業の方(借入人)と相談をしながら、信用保証協会へご返済いただくこととなります。

■企業のライフステージ



1. ライフステージに応じた豊富な支援メニュー

主な保証制度



ここでは、企業のライフステージに対応して
信用保証制度と北海道の融資制度をご案内しています。

北海道の
融資制度に
ついては
こちら



北海道の融資制度

道 創業貸付 制度金利

創業期

道の重点経済政策

道 ステップアップ貸付 制度金利

- ①事業拡張
- ②政策サポート(食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、事業活性化)
- ③ゼロカーボン
- ④観光・企業立地

道 業績向上応援貸付

道 一般貸付 制度金利

道 防災・減災貸付 制度金利

道 経営環境変化対応貸付 制度金利

不況時

道 企業体質強化貸付

回復・再生期

道 事業承継貸付 制度金利

事業承継期

道 小規模企業貸付(小口) 制度金利

小規模企業
向け

道 経営環境変化対応貸付 制度金利

経済危機・自然災害

ライフステージ

成長・
安定・
発展期

■事業を始めたい

スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)

創業時に経営者保証が不要の制度です。

対 象	〈創業を予定されている方〉 ・事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内(※)に会社を設立し事業を開始する具体的な計画がある方 ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6ヵ月以内になります。 ・分社化により別会社を設立して事業を開始する予定の会社 (創業後5年未満の会社) ・事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から5年未満である ・分社化により別会社として新たに設立した会社で、設立から5年未満である ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である
保証限度額	3,500万円(創業関連保証の利用残高を含む)
期 間	10年以内(据置期間 1年以内または3年以内(※)) ※次の①または②のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。 ①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする ②保証申込時にプロパー借入の残高がある なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。
返済方法	原則、分割返済
保証料率	責任共有外保証料率 年1.06%(創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せ) ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)
保証人	不要
必要書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)

〈借入前にご確認ください〉創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。

〈ガバナンス体制の確認〉本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」(写)を金融機関に提出してください。

創業関連保証

創業を目指す方を手厚くサポートします。

対 象	創業を予定されている方、創業後5年未満の方
保証限度額	3,500万円(「SSS保証」の利用残高を含む)
期 間	10年以内(据置期間 1年以内)
返済方法	原則、分割返済
保証料率	責任共有外保証料率 年0.86% ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)

〈創業を予定されている方へ〉創業に関するご相談を無料で行っています。

〈創業後のフォローアップ〉当協会の「創業支援チーム」がお客さまを訪問し、創業に関するご相談に応じます。

また、ご希望がある場合は中小企業診断士等の専門家を無料で派遣します。

■安定した経営を継続したい・事業を大きくしたい

小口零細企業保証

対 象	常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下等の小規模事業者の要件に該当する方		
保証限度額	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限ります。)		
期 間	原則、10年以内(据置期間 1年以内)	返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有外保証料率 年0.50～2.20% ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)		

短期継続保証

対 象	短期資金の継続利用で資金繰りを安定させたい方 ※直近決算に基づく財務要件があります。		
保証限度額	3,000万円(平均月商の2倍以内)		
期 間	12ヵ月以内	返済方法	一括返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.45～1.90% ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)		

協調支援型特別保証(協調特別)

令和7年3月創設 新制度

民間金融機関による保証協会の保証を付さない融資(プロパー融資)と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取り組みを後押しします。

対 象	次のいずれかに該当する方 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12ヵ月以上)のプロパー融資を受ける方 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
期 間	10年以内(据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)
返済方法	一括返済または分割返済
保 証 人	必要となる場合がある。
必要書類	申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書(上記(2)の場合のみ)

適用される保証料率に応じて、国からの補助があります。

【対象(1)に該当する方】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担(%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※令和7年3月14日から令和8年3月31日までの補助率です(令和8年度及び令和9年度は補助率が異なります)。

※条件変更に伴い、追加で生じる保証料については国の補助の対象外となります。

【対象(2)に該当する方】

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助(%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担(%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

※条件変更に伴い、追加で生じる保証料については国の補助の対象外となります。

未来につなぐ地域社会応援保証(みらいにつなぐ)

持続可能な社会の実現に向け取り組む中小企業者を応援します。

対 象	ゼロカーボンやSDGs等の取り組みを進め地域社会の形成に積極的に取り組む方		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	10年以内(据置期間は1年以内)	返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.40%~1.71%(基準料率から10%割引) ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)		

健康宣言企業応援保証(すこやか北海道)

従業員等の健康保持・増進に積極的に取り組む中小企業者を応援します。

対 象	全国健康保険協会北海道支部(協会けんぽ北海道支部)と北海道が定める「健康事業所宣言」の認定を受けた方		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	10年以内(据置期間は1年以内)	返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.40%~1.71%(基準料率から10%割引) ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)		

特定社債保証

対 象	直接金融による長期の安定した資金調達を行いたい方 ※直近決算に基づく財務要件があります。		
保証限度額	4億4,800万円(発行額の80%の割合保証・発行限度額5億6,000万円)		
期 間	2年以上7年以内	返済方法	一括償還または定時償還
保証料率	責任共有保証料率 年0.36%~1.52%(基準料率から20%割引) ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)		

■経営を再生したい

事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証【経営改善・再生支援強化型】) **令和7年3月創設 新制度**

物価高騰や人手不足等の影響を受ける中、早期に事業再生に向けた取り組みを行う中小企業者を応援します。

対 象	経営サポート会議や中小企業活性化協議会等による計画に基づき事業再生を目指す方		
保証限度額	一般の保証とは 別枠 普通保証 2億円(組合 4億円) 無担保保証 8,000万円		
期 間	15年以内(据置期間は3年以内)	返 済 方 法	一括返済または分割返済
保 証 料 率	責任共有保証料率 年0.80%(経営者保証免除対応の場合 1.00%) 責任共有外保証料率 年1.00%(経営者保証免除対応の場合 1.20%)		
国 による 保証料補助	責任共有制度対象 0.50%(経営者保証免除対応の場合 0.70%)相当の額を国が補助する。 責任共有制度対象外 0.70%(経営者保証免除対応の場合 0.90%)相当の額を国が補助する。 事業者負担は一律0.30%相当額 ※条件変更保証料は補助対象外。		
保 証 人	必要となる場合がある。 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。		

■事業承継にあたり経営者保証を解除したい

事業承継特別保証

事業承継時の資金調達や既存借入の借換を目的とした経営者保証不要の制度です。

対 象	事業承継に係る計画を有し、所定の財務要件を満たす中小企業者		
保証限度額	普通保証 2億円(組合等 4億円) 無担保保証 8,000万円		
期 間	一括弁済の場合 1年以内 分割弁済の場合 10年以内(据置期間1年以内)		
返 済 方 法	一括返済または分割返済	保 証 人	不要
保 証 料 率	責任共有保証料率 年0.45～1.90% 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターより、ガバナンス体制の整備に関する確認を受けた場合、年0.20%～1.15%		

経営承継借換関連保証

事業承継時に既存借入の借換を目的とした経営者保証不要の制度です。

対 象	所定の財務要件を満たし、北海道知事の認定を受けた中小企業者		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	一括弁済の場合 1年以内 分割弁済の場合 10年以内(据置期間1年以内)		
返 済 方 法	一括返済または分割返済	保 証 人	不要
保 証 料 率	責任共有保証料率 年0.45～1.90% 中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターより、ガバナンス体制の整備に関する確認を受けた場合、年0.20%～1.15%		

■事業承継にあたり株式等を取得したい

経営承継関連保証

自社株式等の取得資金をサポートします。

対 象	北海道知事の認定を受けた中小企業者		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	運転資金10年以内 設備資金15年以内		
返 済 方 法	一括返済または分割返済		
保 証 料 率	責任共有保証料率 年0.45～1.90% 責任共有外保証料率 年0.50～2.20% (無担保・無保証人保証の場合、年0.72%)		

事業承継期

特定経営承継関連保証

新代表者の株式等の取得資金をサポートします。

対 象	北海道知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
期 間	運転資金10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金15年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.45～1.90% 責任共有外保証料率 年0.50～2.20% (無担保・無保証人保証の場合、年0.72%)

経営承継準備関連保証

事業承継に伴うM&Aの際に、他社株式等の取得資金をサポートします。

対 象	北海道知事の認定を受けた中小企業者
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
期 間	運転資金10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金15年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.45～1.90% 責任共有外保証料率 年0.50～2.20% (無担保・無保証人保証の場合、年0.72%)

特定経営承継準備関連保証

従業員等による株式等の取得資金をサポートします。

対 象	北海道知事の認定を受けた事業を営んでいない個人		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	運転資金10年以内(据置期間1年以内を含む) 設備資金15年以内(据置期間1年以内を含む)		
返済方法	一括返済または分割返済	保証料率	年1.15%

事業承継サポート保証

持株会社が他社株式を取得し子会社化する資金をサポートします。

対 象	他社株式を取得し子会社化することを目的とした会社(持株会社)		
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円		
期 間	15年以内(据置期間は2年以内)	返 済 方 法	分割返済
保 証 料 率	年1.15% ※ただし、初年度決算が到来している持株会社の場合、年0.45～1.90%		

事業承継をお考えの方へ

事業承継に関するご相談を無料で行っています。

「事業承継サポートデスク」(連絡先はP19に記載)では関係機関と連携し
ワンストップで対応しています。

既存の保証付
借入金の借換に
ついて

- 保証付借入金の借換および当該借換に伴う新たな借入に対する保証を行うことにより、月々の返済額を軽減することがあります。
- 借換には既存の保証付借入金の条件や、新たな借入金の条件によって制約があるため、借換の可否は信用保証協会窓口までご相談ください。

■災害に備えたい

BCP策定サポート保証

対 象	事業継続計画(BCP)策定または見直しを行い、災害時に予め備える取り組みを行う方
保証限度額	普通保証 2億円 無担保保証 8,000万円
期 間	10年以内(据置期間は1年以内)
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.40～1.71% (基準料率から10%割引) ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)

■危機を乗り越えたい

経営安定関連(セーフティネット)保証

市区町村の認定を受けた特定中小企業者に。

対 象	取引先の倒産や自然災害等により経営の安定に支障が生じている方
保証限度額	一般の保証とは 別枠 普通保証 2億円(組合等 4億円) 無担保保証 8,000万円
期 間	定めなし
返済方法	一括返済または分割返済
保証料率	責任共有保証料率 年0.51～0.75% 責任共有外保証料率 年0.60～0.88% ※資格要件1号～4号、6号が責任共有制度の対象外となります。 ※お客さまの定性要因により保証料率が割引となる場合があります。(詳しくはP18をご覧ください。)

個人情報情報の取扱いについて



「個人情報保護に関する法律」に基づき、当協会の保証をご利用の際は、当協会所定の「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して予めお客さまのご同意をいただいております。

保証のご利用にあたって、ご提供いただいたお客さまの個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、予めお客さまのご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、「個人情報の取扱いについて」に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客さまの個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはございません。

2. 経営者保証について

経営者保証を不要とする
保証の取扱いについてご案内します。

保証時・期中時・事業承継時の経営者保証について

経営者保証とは

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを**経営者保証**といいます。保証時・期中時・事業承継（経営者交代）時において、一定の要件を満たすことで、経営者保証を不要とする取扱いができる可能性があります。

保証時の取扱い

次の3つの取扱いにより、経営者保証を不要とする取扱いができます。

1. 【金融機関連携型】

申込金融機関にて右記の要件①または②のいずれか、および要件③を満たしていること、法人与経営者個人の一体性解消等が図られている場合。

2. 【財務型】

「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合。

3. 【担保型】

申込企業または経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている場合。

要件①	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。
要件②	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を保証付融資と同時に実行する。
要件③	「直近2期の決算書において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」かつ「直近決算期において債務超過でないこと」

いずれか一方を満たしている

期中時の取扱い

経営者保証が付されている既往の保証付融資について、経営者保証の解除の要請があった場合は、借換え（新規融資）によって対応が可能です。金融機関連携型については、条件変更により解除することができます。

手 法	金融機関連携型	財務型	担保型
借換え（新規融資）	○	○	○
条 件 変 更	○	×	×

事業承継時の取扱い

原則として、**旧経営者、新経営者の双方から二重には保証を求めません。**

企業や申込金融機関の方針を踏まえ、新経営者の保証を追加する場合は、旧経営者の保証を解除し、旧経営者の保証を解除しない場合は、新経営者の保証を追加しません。

保証料の上乗せで経営者保証が不要となる制度等

詳しくは
こちら



●事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）

一定の財務要件等※1 をすべて満たす法人が、保証料を0.25%または0.45%上乗せ※2 することにより、経営者を含め保証人なしで資金調達ができる制度で、上乗せする保証料に対して、国が段階的に保証料の一部を補助します。

制度概要

保証限度額：8,000万円（セーフティネット保証（5号）の場合は別枠で8,000万円）
対 象 資 金：事業資金（運転資金、設備資金）
返 済 方 法：一括返済または分割返済
保 証 期 間：一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（うち据置1年以内）
担保・保証人：**不要**

保証料補助 ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで **0.10%**相当額
・令和8年4月1日から令和9年3月31日まで **0.05%**相当額
※ただし、条件変更に伴い、追加で生じる保証料については補助対象外。

- ※1 ①保証申込日より前2年において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
②保証申込日の直前決算で、代表者等への貸付等がなく、役員報酬等も社会通念上相当と認められている額を超えていないこと
③以下の①②いずれかに該当すること
④本制度の要件確認書兼誓約書を提出すること
⑤保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

- ※2 次の①②いずれも満たす場合は0.25%、①②いずれか一方を満たす、または法人設立後2事業年度の決算がない場合は0.45%の上乗せとなります。
①保証申込日の直前決算において債務超過でないこと
②保証申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと

●事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

国補助制度の対象者が、国補助制度以外の上記※2 と同様に保証料を上乗せすることで、経営者保証なしで事業資金が調達できます。ただしこの場合、国による補助はありません。

※3 一部適用できない制度等があります

●スタートアップ創出促進保証（SSS保証）

詳細は4ページ

創業者向けの保証制度「創業関連保証」の保証料率に0.2%上乗せ（上乗せ後、保証料率1.06%）すると、保証人なしで創業資金が調達できます。なお、創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。

3. 業績向上応援プラン「ダブルサポート」のご案内

物価高騰や人手不足など取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあるなか業績の向上を目指して経営改善に取り組む事業者を資金繰り支援と経営支援の両面からサポートする「業績向上応援プラン(ダブルサポート)」を令和6年11月から展開しています。

業績向上 応援プラン ダブルサポート

資金繰り支援

新設

業績向上応援保証
サポート3000

上限

3,000万円

保証料を割引して
スピーディーに応援!

2つの
保証メニューで

W
サポート!

上限
引き上げ

協調融資型保証
スクラム5000

上限

5,000万円

金融機関と協調(プロパー+保証付)して
ダブルでスピーディーに応援!



資金繰り支援と
経営支援で

Wサポート!



経営支援

詳細は
P14~15へ

支援機関・専門家との連携により、さまざまなお悩みの解決に向けたお手伝いが可能です。

人手不足

設備投資

販路拡大

原材料
高騰

新たな
事業への
チャレンジ

広告・宣伝

電子化
対応

資金調達



タッグを
組んで
がっちり
サポート!



保証協会

金融機関



支援機関



専門家

業績向上応援保証(サポート3000)

業績向上を目指し、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまを応援することを目的とする制度です。

申込人資格要件	業績向上に向けた経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者
保証限度額	3,000万円以内
保証割合	責任共有制度の対象となる取扱になります
保証期間	一括返済の場合…1年以内 分割返済の場合…10年以内(据置期間2年以内)
信用保証料率	通常料率から10%割引 0.40%～1.71% ※会計参与設置会社の場合は0.1%差し引いた保証料率を適用します。
対象資金	事業資金(運転設備の併用可) ※借換資金は対象外ですが、借換対象が本制度によるもの、および「コロナ克服サポート保証」の場合、同一金融機関における借換資金は対象となります。
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付金利	金融機関所定利率
担保・保証人	担保…不要 保証人…必要となる場合があります
取扱期間	令和9年3月31日(保証申込受付分まで)
備考	「経営改善取組事項説明書」の添付が必要です

協調融資型保証(スクラム5000)

地域の金融機関と協調して中小企業・小規模事業者の皆さまの資金ニーズに迅速に対応することを目的とする制度です。

申込人資格要件	以下の要件をいずれも満たす法人 1. 業歴2年以上で、連続して2期以上税務申告を実施している方 2. CRD料率区分が「4」以上の方
保証限度額	5,000万円以内 令和6年11月に上限額を3,000万円から引き上げ
保証割合	責任共有制度の対象となる取扱になります
保証期間	一括返済の場合…1年以内 分割返済の場合…10年以内(据置期間1年以内) 据置期間が6ヵ月から1年に延長
信用保証料率	0.45%～1.35% ※会計参与設置会社の場合は0.1%差し引いた保証料率を適用します。
対象資金	事業資金(運転設備の併用可) ※借換資金は対象外ですが、借換対象が本制度によるもののみの場合、同一金融機関における借換資金は対象となります。
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付金利	金融機関所定利率
担保・保証人	担保…不要 保証人…必要となる場合があります
取扱期間	取扱期間の定めはありません
備考	本制度の融資実行と同時に、信用保証協会の保証を付さない融資を本制度による融資額の5割以上の割合の金額にて貸付することが必要となります ※不動産取得・所有不動産の増築・改築は対象外となります。

4. 次世代産業支援の取り組み

次世代産業関連 サポートデスクを設置しています



設置目的

道内では次世代半導体やデータセンター等のデジタル関連産業および脱炭素社会に向けたグリーントランスフォーメーション(GX)など、次世代産業(*)による躍進に注目が集まっています。

今後はこれら次世代産業のみならず、建設や資材関連、飲食、不動産等のさまざまな関連事業者の進出、拡大が見込まれることから、当該事業者の皆さまへのサポートを行うため「次世代産業関連サポートデスク」を設置しています。

※次世代産業について

次世代半導体やAI(人工知能)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等最先端のデジタル基盤を活用して、自動配送、自動運転、遠隔医療、航空宇宙、ドローン、テレワーク、スマート農林水産業等の各種サービスを実装する産業および次世代の再生可能エネルギー、脱炭素社会に向けたGX関連産業等(その他、各種技術・製品の機能等が格段に進歩する産業を含む)。

＼ 次世代産業に関連する事業者の皆さま /

お気軽にご相談ください

※下記以外にも承ります。

資金繰りについて
相談したい



設備導入を
検討している



資金調達のため、
金融機関を
紹介してほしい



利用できる制度
融資を知りたい



経営課題解決に
向けた専門家の
アドバイスを受けた



次世代産業に
係る連携機関に
つないでほしい

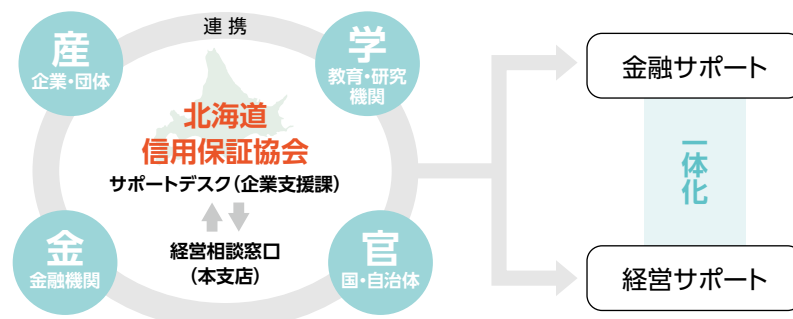


サポート体制

当協会では、金融機関や他関係機関、外部専門家と連携し、次世代産業および付随するさまざまな関連事業者の皆さまへの金融サポート、経営サポートに対応します。

次世代産業支援の取り組み

- 多様な資金ニーズに対応した保証制度を活用し、**資金調達へのサポート**を行います。
- 金融機関や他関係機関、外部専門家と**連携**し、事業者の**経営課題解決に向けたサポート**を行うとともに、**情報収集、対外的な周知活動**に取り組みます。



相談窓口

次世代産業関連サポートデスク

「次世代産業に関する経営相談窓口」を設置しております。お近くの保証協会窓口までご相談ください。
本支店の経営相談窓口はP21をご覧ください。

【時間】平日 8:55～17:10

相談無料

TEL **011-241-5605** FAX 011-221-1089

5. スタートアップ支援の取り組み

政府は令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を公表し、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出するための目標を掲げています。

また、令和5年7月には、北海道・札幌市・北海道経済産業局が中心となり、「STARTUP HOKKAIDO」を設立する等、国内だけでなく、北海道におけるスタートアップに対する機運が高まっています。

「札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会」、
「J-Startup HOKKAIDOサポーターズ」に参画しています。

当協会においては、行政やスタートアップ支援機関等との更なる連携により、スタートアップ企業への金融支援の強化や、スタートアップ・起業を志す起業家予備軍を増やす取り組みを行うにあたり、「札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会」および「J-Startup HOKKAIDOサポーターズ」に参画しています。



J-Startup
HOKKAIDO

スタートアップ支援機関等との連携による金融支援の強化

行政やスタートアップ支援機関等と連携を強化することで、スタートアップ企業の金融機関からの資金調達をより可能によりスムーズにし、地域のスタートアップ企業を育成・推進します。

起業家予備軍を増やすための取り組み

北海道でスタートアップや起業を増やすには、「意識・風土・風潮」の改善により、スタートアップや起業に興味がある人や志す人材等、起業家予備軍を増やす必要があります。スタートアップイベントや交流会等の開催・協力・参加を行うことで、スタートアップや起業の機運の醸成を図ります。

相談窓口 経営金融相談専用ダイヤル TEL **0120-279-540** ツナグ ゴシエン

6. 経営支援メニュー

《ご利用いただける方》当協会のご利用があり経営改善意欲をお持ちの方

専門家派遣

最大10回(10日)の アドバイス(無料)

最大10回(10日)の中でさまざまな経営課題に関するアドバイスを無料で受けられます。

「まずはちょっとだけ」 でもOK

「まずは短時間、話を聞きたい」「複数の悩みを抱えている」等、さまざまなニーズに対応します。

最適な専門家を選定

お客様の課題解決にマッチした専門家を当協会にて選定しますので、お客様ご自身で探す手間を省くことができます。

派遣する専門家

※他にもさまざまな経験や知識を持った専門家を派遣します。

- 中小企業診断士
- 公認会計士、税理士
- 社会保険労務士
- 弁護士
- 社会福祉士
- ITコーディネータ、情報処理技術者



専門家による支援分野

※下記以外の内容でもお気軽にご相談ください。

- 売り上げアップについて
- 収益改善について
- 原価管理について
- 人材確保、人材育成について
- 自社商品のブランディング
- POPや商品陳列方法
- 接客マナーの向上
- 事業承継について
- 工場内の製造工程やレイアウトの改善
- SNSに関するアドバイス

派遣効果

他にも多くの効果が期待できます。

売上が増加した

資金繰りが円滑になった

集客力向上に繋がった



HPのアクセス数が増加した

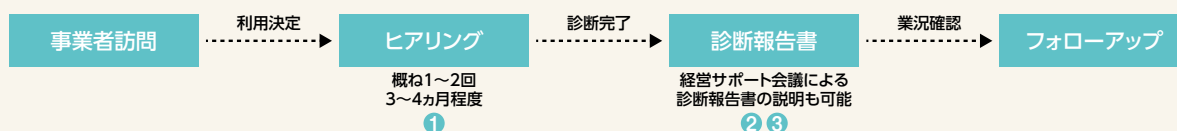
生産性が向上した

事業承継が円滑に進んだ

専門家派遣を行った翌年度以降においても、当協会職員がフォローアップをいたします。

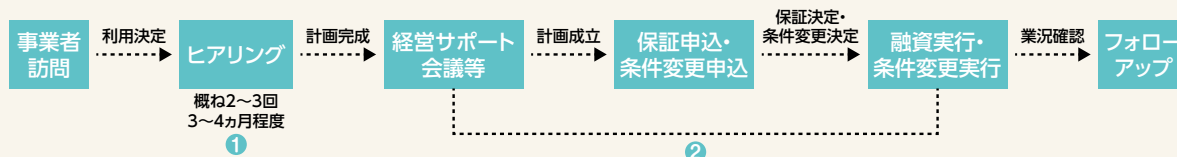
経営診断

- ① 当協会で選定した専門家を派遣し、お客さまとの経営課題等を確認します。
- ② お客さまから確認した内容を診断結果として取りまとめ、報告書としてお渡しします。
(完成した報告書を取引金融機関等の関係機関へ説明する場として、経営サポート会議もご利用できます)
- ③ 報告書は、今後のお客さまの経営の参考資料としてご活用ください。



経営改善計画策定支援

- ① 経営状況を把握したうえで、経営安定のために、借入またはリスケジュールを行う必要があると当協会が判断したお客さまに対し、経営改善計画の策定支援を行います。
- ② 経営サポート会議等にて経営改善計画を説明し、取引金融機関の合意を得たうえで、金融支援を行います。
※ただし、ケースによってはお客さまのご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。



経営サポート会議

取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。

申し込みは、書面1枚のみでOK



ご利用のメリット

- 金融機関・関係機関が一堂に会することから、それぞれの機関に相談を行う手間が省けます。
- 関係機関が一堂に会し意見交換を行うことで、よりの確なアドバイスを受けることができます。
- 信用保証協会が会議開催の日程調整を行うため、お客さまの負担軽減につながります。

個人では、それぞれに説明しに行くのも、意見の集約も大変



活用の場

下記のような場合に、ご活用いただいております。

- ・創業計画や経営改善計画の説明
- ・新規借入の相談
- ・返済条件の見直しの相談
- ・経営支援等の相談

経営サポート会議を行うと一堂に会した相談が可能



各メニューについてはオンライン対応も可能となっていますので、ご相談ください。

7. 北海道イノベーションプラットフォーム

北海道イノベーションプラットフォームとは

当協会が事務局となり、北海道立総合研究機構、北海道中小企業総合支援センター、北海道貿易物産振興会との4機関で「北海道イノベーションプラットフォーム」を設置しています。本プラットフォームは、さまざまな経営課題の解決に向けて、4機関が連携・協力して事業者の経営革新の支援を行うものであり、持続可能な社会ならびに北海道の産業基盤の更なる発展に繋げることを目的としています。研究・技術開発に関することや、新事業展開などへの助成、金融支援・経営支援、販路開拓等に関するご相談があれば、お気軽にご連絡ください。



北海道イノベーションプラットフォームが 事業者のお悩みを解決します!!

相談例

新たに商品を
開発したい

既存の商品を
改良したい

商品の
賞味期限を
延長したい

成分を分析
してほしい

道産原料に
関する
情報提供を
受けたい

道総研の設備を
使用したい

技術
支援

既存の販路を
広げたい

海外向けの
販路を開拓
したい

取引先を
増やしたい

ビジネス
イベントに出展
したい

販路
開拓

資金調達の
相談をしたい

海外展開の
アドバイスが
欲しい

今後の
金融取引の相談
をしたい

生産体制を
見直したい

北海道
どさんこプラザで
商品を販売
したい

商品をブラン
ディングしたい

経営
相談

補助金に
ついて
知りたい



どの機関に
\ ご相談いただいてもOK! /

構成機関の概要

5つの研究本部、
21の試験場を有する
総合試験研究機関



地方独立行政法人
北海道立総合研究機構

【支援内容】

農業、水産、森林、産業技術、エネルギー・環境・地質および建築・まちづくりの幅広い分野の専門家集団／研究成果、技術開発に基づく知見を生かした技術支援・指導の実績／大学、国等の研究機関や業界とのネットワーク

【お問い合わせ先】

法人本部
(北海道総合研究プラザ)
TEL 011-747-2900
Email hq-soudan@hro.or.jp
<https://www.hro.or.jp/>



経営革新・創業・
経営資源の確保・強化に
関する事業活動を支援



公益財団法人
北海道中小企業総合支援センター

【支援内容】

総合コンサルティング／専門家派遣／地域資源活用、新事業展開等への助成／商談会や取引マッチング等の販路開拓支援／設備導入時の割賦、リースによる支援

【お問い合わせ先】

開設日時／月曜～金曜日 9:00～17:30
<https://www.hsc.or.jp>

経営支援部 TEL 011-232-2402
道南支部 TEL 0138-86-6695
十勝支部 TEL 0155-67-4515
釧路支部 TEL 0154-64-5563
道北支部 TEL 0166-68-2750
日胆支部 TEL 0143-47-6410
オホーツク支部 TEL 0157-31-1123

中小企業診断士等のスタッフが
創業や経営、事業承継に関する
さまざまな相談に対応します。



北海道産品のアンテナ
ショップ「北海道どさんこ
プラザ」の運営等貿易振興
と販路拡大を推進



一般社団法人
北海道貿易物産振興会
[Hokkaido Boeki-Bussan Shinkokai]
The Hokkaido International Trade & Industry Promotion Association

【支援内容】

道産品の販路開拓を行う専門機関／国内外での商品販売ノウハウ／国内外の流通バイヤーとのパイプ／貿易振興、海外展開／豊富な商品データ

【お問い合わせ先】

TEL 011-251-7976(直通)
<https://dousanhin.jp/>



事務局

道内10拠点でカバー
公的信用保証機関



北海道信用保証協会

【支援内容】

- ・公的信用保証機関
- ・創業や事業活動、事業承継等の融資の円滑化
- ・専門家派遣等の経営支援
- ・道内金融機関や中小企業支援機関、経済団体とのネットワーク



8. 信用保証料について

信用保証協会をご利用される際、金融機関への借入利息のほか、信用保証料をご負担いただくことになります。

信用保証料はお客さまの経営状況に応じて原則として9つの料率区分に分かれています。(下記保証料率区分表をご参照ください。)

保証料率区分表

責任共有制度の対象となる場合には、「責任共有保証料率」が、小口零細企業保証制度等責任共有制度の対象外となる場合には、「責任共有外保証料率」が適用されます。

- 責任共有保証料率
0.45～1.90%の9段階
- 責任共有外保証料率
0.50～2.20%の9段階

■保証料率区分表

(年率%)

	保証料率区分								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

料率が一律の保証

- ・ 無担保無保証人保証(特別小口)
- ・ 流動資産担保融資保証(ABL保証)
- ・ 経営安定関連保証(セーフティネット保証)
- ・ 創業関連保証
- ・ スタートアップ創出促進保証
- ・ 特定経営承継準備関連保証 等

政策的な配慮から
固定の料率が
適用されます。

保証料割引について

信用保証料は以下の場合に割引します。

- (1) 会計参与を設置している会社については0.1%割引します。
- (2) 物的担保の提供がある場合は0.1%割引します。(セーフティネット保証等一部の保証は除きます。)

信用保証料の計算方法 (円未満切り捨て)

1. 返済方法が満期一括返済の場合 (分割返済の据置含む) ➡ $\text{借入額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12}$

2. 返済方法が均等分割返済の場合

➡ 据置期間、据置金額がない場合 $\text{借入額} \times \text{信用保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12}$

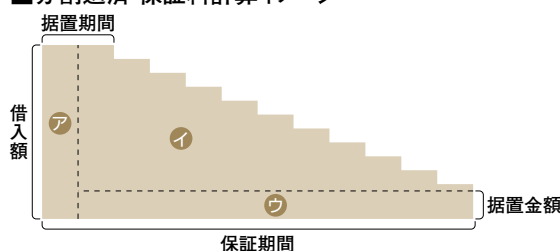
➡ 据置期間、据置金額がある場合(次のア～ウの合計となります)

ア $\text{借入額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{\text{据置期間(月数)}}{12}$

イ $(\text{借入額} - \text{据置金額}) \times \text{信用保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} \times \frac{(\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)})}{12}$

ウ $\text{据置金額} \times \text{信用保証料率} \times \frac{(\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)})}{12}$

■分割返済 保証料計算イメージ



返済回数	均等分割返済係数	不均等分割返済係数
6回以下	0.70	0.77
7回～12回	0.65	0.72
13回～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

詳しくはこちら



9. ライフステージに応じた支援と相談窓口

ライフステージに応じた支援

創業支援

創業サポートガイド



創業情報誌

創業情報誌



YouTube動画



ご活躍されている創業者のストーリーを、創業をお考えの方へのアドバイスを含め冊子と動画で提供しています。

専門家派遣



事業承継支援

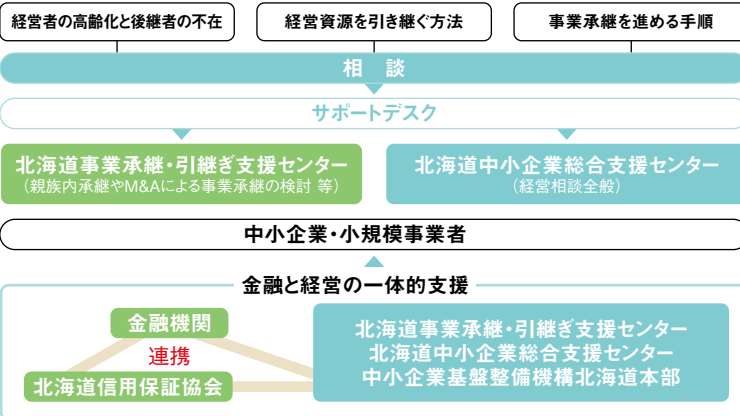
事業承継サポートデスク

後継者問題について円滑に課題解決を行うための経営・資金調達相談等に対応する専用窓口で、相談から審査までワンストップで行っています。

TEL **011-241-5605**
FAX 011-221-1089



支援機関と連携した経営相談



相談窓口

● 経営金融相談専用ダイヤル **相談無料**

経営・金融相談にお応えします。

【時間】平日 9:00～17:10(土・日・祝祭日を除く)

フリーダイヤル **0120-279-540**

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、011-241-5605をご利用ください。(通話料はお客さまの負担となります)

● 北海道よろず支援拠点「金融相談サテライト」

北海道よろず支援拠点との連携窓口として「金融相談サテライト」を設置しております。北海道よろず支援拠点のコーディネーターと連携して経営・金融相談にお応えします。

TEL **011-241-5605**

FAX 011-221-1089

※北海道よろず支援拠点は国が全国に設置する無料の経営相談所です。

● 海外展開サポートデスク

海外展開に係る経営・資金調達相談等に対応する専用窓口で、相談から審査までワンストップで行っています。

TEL **011-241-5605**

FAX 011-221-1089

※中小企業基盤整備機構北海道本部・日本貿易振興機構(JETRO)・国際協力機構(JICA)等の関係機関と連携しています。



● 夜間経営相談窓口 **相談無料 予約不要**

日中の来店が難しい方の、経営・金融相談にお応えします。

【時間】原則、毎月第1・第3火曜日の当協会営業日 17:10～19:40

【場所】北海道信用保証協会 本店1階(札幌市中央区大通西14丁目1番地)

TEL **011-241-5605**

FAX 011-221-1089



金融機関の紹介窓口

取引金融機関がない場合や既存の取引金融機関から十分な融資を受けられない場合に、信用保証協会が他の金融機関を紹介する相談窓口を設置しております。本支店窓口(P21参照)またはフリーダイヤルへお気軽にご相談ください。

〈ご相談窓口〉<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/contact>

※紹介した金融機関での審査があります。



10. 信用保証協会のご利用について

当協会をご利用いただけるのは、道内に事業所を有し、事業を営んでいる個人事業主、会社、組合、その他法人です。

なお、会社の場合は、常時使用する従業員数または資本の額(出資の総額)のいずれかが次の表に該当することが必要です。

ただし、個人および医業を主たる事業とする法人や特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数のみが該当すれば対象となります。

業 種	資本金・出資金	従業員数
 製造業等 (運送業・建設業・鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
 政令特例業種 ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
 卸売業	1億円以下	100人以下
 小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
 サービス業	5,000万円以下	100人以下
 政令特例業種 ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
 旅館業	5,000万円以下	200人以下

サービス業中の医業については次のとおりです。

業 種	従業員数
 医 業	個人100人以下 法人300人以下

特定非営利活動法人(NPO法人)

業 種	従業員数
製 造 業	300人以下
卸 売 業 ・ サ ー ビ ス 業	100人以下
小 売 業 (飲食業を含む)	50人以下

農業、林業、漁業、金融・保険業および公序良俗に反する遊興娯楽業や風俗営業等の一部は保証の対象となりません。また、許可、認可、届出等を必要とする業種では、当該事業に係る許可等を受けていることの確認が必要です。詳しくは、担当窓口へご相談ください。

※反社会的勢力は信用保証の対象となりません。

＼ 北海道信用保証協会の情報発信 /

Facebook



Facebook

北海道信用保証協会 創業・経営支援チーム

<https://www.facebook.com/cgc.hokkaido.sougyoushien.team/>



LINE 公式アカウント



オーエンチャンネル (YouTubeチャンネル)



創業情報誌BSTJ

Business Support Team Journal



FMいるか

80.7MHz JOZZ1AA-FM

番組コーナー 北海道信用保証協会 函館支店

「まちの事業者オーエンラジオ」

毎月第1火曜日 15:30から放送中

